

突然の相続
に備える！

基礎から分かる！ 相続税 勉強会開催のお知らせ (前篇、中編、後篇3回シリーズ)

今年から相続税の基礎控除額が引き下げになりました。これにより、相続税の納付対象者は益々増えてくるものと思われます。

本勉強会では、「相続発生前にできる対策・知識」「相続発生時に必要な知識」「相続発生後に使える対策・知識」「これからの不動産に関する数字の管理」という観点で、前篇・中編・後篇の3回シリーズで、相続税の概略を「広く・分かり易く」を目標にご説明していきたいと思っております。

概要

- ◎日時：第1回目(前篇) 平成27年6月20日(土)
14時～16時 (受付開始13時30分より)
- 第2回目(中編) 平成27年7月25日(土)
14時～16時 (受付開始13時30分より)
- 第3回目(後篇) 平成27年8月22日(土)※予定
14時～16時 (受付開始13時30分より)
- 第3回目では、税理士の先生をお招きする予定です。

- ◎定員：6名(先着順)
- ※定員超過の場合は、次回の勉強会へのご参加をお願いする場合がございます。

- ◎会場：オーロラガーデンビル2F研修室(本店裏の建物)
所在地：盛岡市本宮3丁目10-11

- ◎参加費：無料

過去の相続勉強会で使用したテキストを一部抜粋

相続人は誰か？

相続人には第1～第3まで順位がついている。ただし、代襲相続を考慮しないといけない。

贈与は分散させた方が、税額が低くなる

☐現金450万円を1人に贈与(特例税率)
贈与税額
(450万円-110万円)×15%-10万円
=41万円

☐現金450万円を2人に対して、225万円ずつ贈与
贈与税額
(225万円-110万円)×10%
=11.5万円
⇒11.5万円×2=23万円

差額: 18万円

具体例①(自宅の評価)

太郎さんは下記の土地及び家を所有している。
相続税評価額はいくら？
※奥行価格補正率は考慮しないものとする。

路線価: 4万円/m²

自宅敷地: 300m²

家屋: 固定資産税評価額 1,300万円

・自宅の価額()万円
・自宅敷地の価額 ()万円×()m ²
路線価 宅地
= ()万円
・合計額 ()万円+()万円
百円 千円
= ()万円

ご参加希望の方はお電話か、FAXでお申込み下さい。

電話:019-636-3241

FAX:019-636-3242

※FAXの場合は、この用紙に御記入の上、このままFAXをお願いします。

相続税勉強会 参加申込書

御氏名	
ご住所	
連絡先	
参加人数	

- ・本勉強会は事前予約制となっております。
- ・参加人数を超えた場合は、次回勉強会へのご参加をお願いする場合がございます。
- ・ご参加希望の方には、後日、詳しいご案内をさせていただきます。

講師情報

櫻井竜三

(経理総務部、財務コンサルティング課)

宅地建物取引主任者

上級相続支援コンサルタント

日本商工会議所 簿記検定1級

2級ファイナンシャルプランニング技能士

プロフィール

以前は、管理営業課に従事。退去立会やクレーム処理、リフォーム提案等の業務を行う。相続についての質問を受ける機会が多くなり、賃貸経営上での相続問題の重要性を知り、相続支援コンサルタント資格を取得。現在は、経理総務部主任として、財務諸表作成業務などを行う。

お問い合わせ



株式会社アート不動産
盛岡市本宮3丁目11-11
TEL019-636-3241
FAX019-636-3242
担当: 櫻井まで